

学校法人青山学園
事故防止マニュアル

1	園内で発生しうる重大事故に繋がる危険性のある事項と対処	3
2	事故発生時の各職員の対処	6
3	プール実施時における配置表	7
4	バス運行時の安全管理マニュアル	8
5	園児の所在（出欠遅刻早退）管理マニュアル	10

1・園内で発生しうる重大事故に繋がる危険の高い事項と対処

安全な教育・保育環境を確保するため、子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（保育室、園庭、トイレ、廊下などにおける危険等）、活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、以下の以下で示すア～オの場面（睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面）については、重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。

ア 睡眠中

○ 乳児の窒息リスクの除去 以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

【窒息リスクの除去の方法】

・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

イ プール活動・水遊び

○ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。

○ 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

【プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント】

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中 止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う

施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等 及び 119 番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊 急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技 術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行う。

※プール実施時における監視員配置表は本冊子最終頁に記載

ウ 誤嚥（食事中）

- 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達 状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から 聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共 有する。
- 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可 能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。

【食事の介助をする際に注意すべきポイント】

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意 する）。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

○ 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可 欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子ども（特 に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察 する。

○ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。

エ 誤嚥（玩具、小物等）

○ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。

○ 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。

○ 子どもが、誤嚥につながる物（例：髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など）の持参はこれを禁止し、事故防止に寄与する。

○ 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

オ 食物アレルギー

○ アレルギーについて施設・事業所での配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、園内においてはアレルギー指示書を配付し、提出してもらう。食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、調理室の担当の責任の下、完全除去を基本とする。

○ 主要原因食物である鶏卵、牛乳、小麦は安価で重要な栄養源であるため、食事の献立に組み込まれる傾向にあることから、主要原因食物に対する食物アレルギーの子どもが施設・事業所にいる場合、除去食又は代替食による対応を実施する。

○ 施設・事業所では、家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えない。また、家で摂ったことがある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する可能性があることから、食事後に子どもがぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて救急搬送を行う。

○ 除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである献立、調理、配膳①（調理室から食事を出すときの配膳）、配膳②（保育室等での食事を準備するときの配膳）、食事の提供という一連の行動において、どこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意する。

○ 防止の具体的要領→ 配膳①において、委託業者が個別に用意したお盆ごとに氏名の札を表示し、アレルギー献立表を食事に添付する。配膳する職員が札と表を掌握し、誤提供がないか、代替食品の確認を行い、署名を毎回する。

配膳②において、配膳係が担任に申し送る際は氏名を両名で確認し、担任が直接園児に配膳する。この際中間に他の職員を経由させない、園児に取らせない等留意。

カ 投薬

○ 園内での投薬は、投薬事故を防ぐため基本的に行わない。

ただし、緊急時等はこの限りではない。

万が一必要があり、保育中に投薬をすることを承諾した場合、薬剤の用法要領を保護者に
対面して実施すること。

2 事故発生時の各職員の対処

(1) 事故発生時の基本的な流れ

事故発見 → ・事故児への対応 — 応急処置
状態の観察

・その他の子どもへの対応

・連絡、通報 — 園長、副園長、主任、副主任 保護者 医療機関

② 事故の状況を速やかに把握する。

③ 協力者、応援者を要請する。

④ 保護者にかかりつけ医等を確認し、承諾を得てから医療機関に受診する。

⑤ 症状が急を要する場合は、救急車を要請する。

⑥ 医療機関に受診する際は、事前に病院に連絡をし、担任または職員が付き添い、処置に
必要な情報等を 医師に伝える。

⑦ 保護者へは、事故の状況・医療機関の診察結果等を詳しく説明し、細心の注意と誠意を
もって対応する。

⑧ 担任は、事故後速やかに「事故報告書」を作成し、事故発生の状況分析を行い、今後の
事故防止対策に ついて全職員で確認する。

(2) 事故発生時の連絡

① 園職員 — 第一発見者は速やかに他の職員に声かけをし、担任が事務室または副園長に
伝達をし、指示をあおぐ。

② 保護者 — 事前に届出いただいている緊急連絡先へ、担任が連絡する。 事故の発生状
況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は受診する旨の了解をとる。 事故の状況
に応じて、保護者の来院、来園をお願いする。

③ 関係機関 — 事故の状況により、受診が必要な場合は事前に連絡をする。 症状が急を要

する場合は、救急車を要請する。

○プール実施時における監視員配置

【基準的な配置】

年長

指導員 塚本鮎美 吉政志帆・・・ 水泳等水中活動における技術指導及び安全指導。

監視員 松浦奈里・・・ 常時監視し、水中に潜っている園児については特に注視。

年中

指導員 両角愛美・・・ 水中での活動における安全指導。

監視員 増田茉倫・・・ 常時監視し、水中に潜っている園児については特に注視。

年少

指導員 本杉麻由美 藤嶋こずえ・・・ 水中での活動における安全指導。

監視員 植田朱里・・・ 常時監視し、鼻腔または口腔を水面に漬けている園児については特に注視。

未満児

指導員 森里優果 斎藤万祐子 川嶋彩乃 今村佳久 小村友梨 井上綾子
・・・ 水中での活動における安全指導。

監視員 松浦奈里 加藤浜子・・・ 常時監視し、鼻腔または口腔を水面に漬けている園児については特に注視。

【事故発生時通報要領】

発見者→ 養護教諭 → 応急措置

↓

園長（または副園長、または事務室職員） → 119番通報

【送迎バス運行時における安全管理マニュアル】

[朝]

出発前

運転手・・・燃料確認。灯火類、走行機能等の点検。呼気検査（アルコール検査）。
添乗員・・・欠席等バス利用者の把握（バス連絡表、コドモン）。

発進時

運転手・・・進行方向及び前後左右の安全確認。
添乗員・・・車体下部及び周囲の安全確認。GPS（スマホアプリ）の起動。

到着時

運転手・・・停止装置（サイドブレーキ）の機能点検。
添乗員と共に園児の下車を支援。
園児全員が下車したか最後列まで行き、目視で確認。
目視後、最後列のアラーム（エンジン停止後作動）のスイッチを押して、アラームを消す。（令和4年9月発注につき器材導入後に実施）。

添乗員・・・名簿に○をした園児から下車。全員の下車を確認後、最後列まで目視にて全席の残留者や物を確認。
全席のアルコール消毒、通路の掃き掃除を実施。
吐しゃ物がある場合は必ず下車の支援を事務室に依頼する。
スマホの充電残量を確認し、必要に応じて充電する。

玄関の職員・・・添乗員から申し送られた玄関の出迎え職員は、園児の通園カバンに取り付けてあるQRコードのカードを、園児がカバンを背負っている状態でQRリーダーを使用して登園時刻を打刻。

園長、副園長、保育主任・・・全ての送迎バスが到着し、運転手及び添乗員が戻った旨の報告を受けたら、直ちに全てのバスに再度乗車し、残留者及び残留物の確認を実施する。出席管理表にサインをする。

[帰り]

出発前

運転手・・・灯火類、走行機能等の点検。

発進 10 分前までにエンジンを始動し、空調を起動する。

添乗員・・・早退等朝のバスと利用者の相違などを把握（バス連絡表、コードモン）

乗車後、点呼を行い、乗せ間違い・乗せ忘れがないか確認し、名簿に○
をする。

発進時

運転手・・・進行方向及び前後左右の安全確認

添乗員・・・車体下部及び周囲の安全確認。下車した園児の名簿に○をする。

到着時

運転手・・・停止装置（サイドブレーキ）の機能点検

燃料の残量確認。必要に応じて給油してから園に帰着。

到着後速やかに園児全員が取り残されていないか、目視で確認。

目視後、最後列のアラーム（エンジン停止後作動）のスイッチを押して、
アラームを消す。（令和 4 年 9 月発注につき器材導入後に実施）

添乗員・・・全席の座席、座席下部を確認して残留者の有無を確認。

全席の汚れ、破損等を確認。

全席にアルコール等で消毒。通路や足元の掃き掃除、窓ふきを実施。

園長、副園長、保育主任・・・再度乗車し、全席を確認する。

【登園完了時における園児の所在（出欠早退遅刻）管理マニュアル】

[担任] PCまたはiPadでコドモンのアプリを起動し、当日の出欠早退遅刻を確認。

↓

[担任または学年補助] 登園完了後、9:15までに速やかに点呼を実施し、クラスの出席表にチェックをする。事務室へ報告。出席管理表に記入。

↓

[担任または学年補助] 玄関のホワイトボードへクラス毎、項目ごとに記名。

↓

[事務員] 出席管理表をコドモン、バス連絡表（電話で受けた時に記載するペーパー）と照合し、相違があれば速やかに全職員に情報を共有させ、園児の所在を確認する。所在判明まで、手段を尽くして確認作業を継続する。

来るはずなのに所在が不明な場合は、必ず保護者へ電話連絡を入れること。

<注意> コドモンで受けた欠席や遅刻、早退の連絡は数日後の事を伝えている事がある為、対象となる日付確認を怠らない事。